SATO-GROUPが発信する、知って得する・知らなきゃ損する情報

結局なにが変わったの?

- ①「加入・履行証明書の申請様式」と
- ②「**住所変更等の届出手続き**」に変更があります。
- ①加入・履行証明書の発行申請様式の変更

新たに、**被共済者ごとに就労日数の記載が必要になりました**。

※共済手帳に貼付した証紙の日数と就労日数が一致していない場合は、

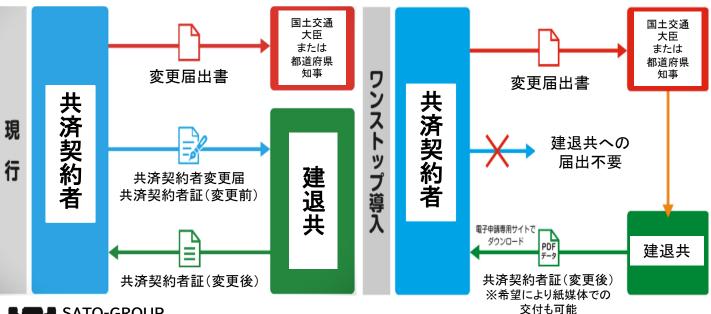
加入・履行証明書の発行が認められず、経営事項審査の加点とならないので

注意が必要です。

②住所変更等の届出の一部省略

ワンストップサービスへ同意することで、国や自治体へ建設許可変更届を

提出した場合**建退共への共済契約者の住所変更等の届出が不要になります**



SATO-GROUP

北海道SATO社会保険労務士法人

労務事務指導協会

札幌市東区北5条東8丁目1-33

(742) 9222/FAX011 (742) 3833

©2008-2024 SATO-GROUP·北海道SATO社会保険労務士法人 All Right Reserved